

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

山口厚生年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を17万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月15日

私は、平成15年4月21日から17年3月20日までA社に勤務していたが、16年7月15日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成16年7月支給分賞与明細書から、申立人は、申立期間において事業主から賞与を支給され、その主張する標準賞与額17万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 61 年 7 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 11 月*日に婚姻後、勤務していた事業所を 44 年 6 月 24 日に退職し、国民年金に加入した。

国民年金保険料は、既に国民年金に加入していた夫と合わせて、夫婦二人分を A 市の集金人に納付した。

昭和 60 年 7 月からは、私の保険料納付済期間が短かったことから、将来、私が老齢基礎年金を受給できるようにと、既に老齢基礎年金の受給に必要な年数をほぼ満たしていた夫の保険料の納付を中断し、私の保険料のみを集金人に納付した。

納付したことを証明する資料等は既に処分して所持していないが、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 44 年 6 月から、夫婦二人分の保険料を A 市の集金人に納付していたが、60 年 7 月以降は、夫の保険料の納付を中断し、私の保険料のみを集金人に納付した。保険料を市役所窓口や金融機関で納付したことはない。」と主張しているものの、A 市が保管する昭和 60 年度及び 61 年度の国民年金保険料収納簿において、申立人及び申立人の夫に係る被保険者氏名欄に「998」との表示があり、申立人及び申立人の夫に係る A 市の国民年金被保険者台帳において、納付方法欄に「054」と表示され、そこから線を引いて「63、4 月から」とメモ書きされていることが確認できるところ、これらに

ついて、A市は、「被保険者氏名欄の数字は、納付方法を示しており、「998」は個人による直納と思われる。「054」は、集金人による納付と思われる。」と回答していることから、申立期間①及び②の保険料を集金人に納付したとする申立人の主張は、昭和63年4月以降の保険料の納付の記憶であると考えるのが自然である。

また、前述の保険料収納簿及び被保険者台帳において、申立期間①及び②はそれぞれ未納と記録されている上、申立人は、申立期間①及び②当時の保険料納付書及び預り書の形状、保険料額並びに集金人名を覚えておらず、申立人の保険料の納付状況に関する記憶は曖昧であり、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。